

日行連発第245号
令和4年5月27日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部
部長 村山 豪彦

特定記録等事務代行等委託要領の制定について（周知）

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）により、自動車検査証の電子化や自動車検査証の有効期間等を記録する事務等に関する委託制度（以下「記録等事務委託制度」という。）が規定されました。これに伴い、同法施行規則等の関係法令の整備が行われ、記録等事務委託制度の準備行為に係る施行期日は令和4年5月23日とされ、自動車検査証の電子化及び記録等事務委託制度に係る施行期日は、令和5年1月1日とされたところでは、

今般、国土交通省及び軽自動車検査協会より、記録等事務委託制度の委託審査に関する要領等について、別添のとおり周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましても、会員への周知にご協力ください。

【別添】

- ・ 特定記録等事務代行等委託要領の制定について（国交省通達一式）
- ・ 特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の運用について（軽検協通知一式）

【参考】

- ・ <国土交通省ホームページ>
記録等事務委託制度について
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk6_000053.html
- ・ <軽自動車検査協会ホームページ>
特定記録等事務委託制度
https://www.keikenkyo.or.jp/keikyo_m_000522.html

以上